主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人彦坂敏尚及び被告人本人作成提出の各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。会により公力を以つて自由を拘束せられく/要旨〉た一切の者を包含するものと解すく、従つて現行刑事訴訟法により新たに設けられた逮捕状の執行を受けた者」に準ずるものとして取り扱うの相当である。それゆえ被告人が原判示第三の(一)の(2)の如く長野地方裁判官の発した逮捕状の執行によって原判示中野警察署に留置して政策を開るないのが所裁判官の発した逮捕状の執行によって原判示中野警察署に留置場回のの場が所裁判官の発した逮捕状の執行によって原判示の事を免れ得べらにおいるが所である。とは機具損壊した場合であることを要するものでは右続の受座及びその周囲の木部を損壊した場合も、同条にいわゆる「拘禁場を損壊した場合に該ることは論を俟たない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 谷中薫 判事 坂間孝司 判事 司波実)